



新座市告示第 332 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、市道の路線を次のように認定したので、同法第 9 条の規定により公示する。

その関係図面は、本市インフラ整備部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 13 日

新座市長 並 木 傑



路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
第 4 1 1 7 号 線	馬場一丁目 5 5 1 9 番地先	
	馬場一丁目 5 5 2 1 番地先	
第 7 3 1 4 号 線	石神五丁目 1 6 5 7 番地先	
	石神五丁目 1 6 5 7 番地先	
第 7 3 1 5 号 線	石神五丁目 1 6 6 3 番地先	
	石神五丁目 1 6 6 3 番地先	